

平成26年9月26日 判決言渡
即日原本交付裁判所書記官

平成25年(行ウ)第6号 公務談合損失補填請求事件

(口頭弁論終結の日 平成26年2月21日)

判 決

宮崎県延岡市北川町長井4940

原 告 岩 崎 信

宮崎県延岡市東本小路2番地1

被 告 延 岡 市 長 首 藤 正 治

同 指 定 代 理 人 松 田 康 寿

同 上 磯 田 昌 宏

同 上 伊 東 祐 一 郎

同 上 内 藤 厚

同 上 宮 田 喜 夫

同 上 松 尾 美 都 子

同 上 上 村 義 信

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 請求

被告は、九鬼勉及び株式会社富士通マーケティングに対し、宮崎県延岡市が被った損失額の補填を請求しなければならない。

2 請求に対する答弁

(1) 本案前の答弁

本件訴えを却下する。

(2) 本案の答弁

原告の請求を棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、宮崎県延岡市（以下「延岡市」という。）が訴外株式会社富士通マーケティング（以下「富士通マーケティング」という。）との間で締結した図書館電算システム更新委託契約（以下「本件委託契約」という。）の締結及びそれに基づく公金の支出が違法な財務会計上の行為であり、また、延岡市の市立図書館長及び富士通マーケティングに対する損害賠償請求権の不行使が違法な財産の管理を怠る事実であると主張し、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号に基づいて、被告に対し、上記契約締結時、市立図書館長の職にあった九鬼勉及び富士通マーケティングに対して損害賠償請求をするよう求める住民訴訟である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記した証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、延岡市の住民である。

イ 被告は、延岡市長の職にある者である。

ウ 九鬼勉は、本件委託契約締結当時、延岡市立図書館長の職にあった者である。

(2) 延岡市契約規則（乙7）

21条

1 市長は、随意契約に付するときは、3人以上の者から見積書を徴するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める数の者から見積書を徴するものとする。

一 (省略)

二 次に掲げるものの一に該当する場合 1人

ア 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

(3) 延岡市と富士通マーケティングとの間の本件委託契約の締結

延岡市は、平成23年3月7日、富士通マーケティングとの間で、延岡市立図書館電算システム更新委託業務に関する契約（本件委託契約）を締結した（乙1）。

(4) 住民監査請求と本件訴えの提起

ア 原告は、平成25年8月29日、本件委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出が違法であるとして、法242条1項により、延岡市監査委員に対して住民監査請求をした（乙2。以下「本件監査請求」という。）。

イ 延岡市監査委員は、同年9月5日付けで、法242条2項の定める監査請求期間を徒過していることを理由に、本件監査請求を却下し、そのころ、これを原告に通知した（甲1、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、同年10月4日、本件訴えを提起した（裁判所に顕著な事実）。

3 本件における主たる争点

(1) 適法な住民監査請求の前置の有無（争点1）

(2) 本件委託契約締結及びそれに基づく公金の支出が違法であるか否か（争点2）

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（適法な住民監査請求の前置の有無）について

【原告の主張】

ア 住民監査請求の期間を1年に制限する法242条2項本文の規定は、延岡市の損害、ひいては延岡市民である原告の損害の補填を求める期間を不当に短く制限するものであるから、日本国憲法14、16、17条に反し、同13条により保障される幸福追求権を侵害するものである。

イ(ア) 仮に法242条2項本文の規定が違憲でないとしても、本件監査請求のうち被告が損害賠償請求を怠る事実を対象とする部分については、同事実も現在も継続中であるから、同条項所定の1年の期間を経過していない。

(イ) また、同条項にいう「1年」とは、行為を知った日又は監査委員による監査結果を知ることができた日から1年と解すべきであるから、本件監査請求のうち本件委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出を対象とする部分についても、住民が同事実に係る監査委員による監査結果を知ることができた平成24年9月から1年内の平成25年8月29日にされたことから、期間を徒過していない。

(ウ) 仮に、期間を徒過しているとしても、原告が以前は住民監査請求制度を知らず、請求書面の作成に十分な時間が必要であったこと、本件監査請求時に原告が60件以上の情報公開請求を行っており、それらの開示情報の閲覧、検討時間が必要であったことなどからすれば、本件監査請求における監査請求期間の徒過について、法242条2項ただし書にいう「正当な理由」がある。

ウ よって、本件訴えには、適法な住民監査請求前置がなされている。

【被告の主張】

ア 原告は、法242条2項本文所定の住民監査請求における1年の期間制限が憲法違反であると主張するが、同主張は、原告の一意見にすぎず、理由がない。

イ 本件訴えにおいて、原告は、違法な事実として、①延岡市が有する損害賠償請求権の行使を怠ることが違法であること、②本件委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出が違法であることを主張する。

(ア) 上記①については、本件監査請求において対象事項とされておらず、そもそも住民監査請求が行われていない。よって、本件訴えのうち、延

岡市が有する損害賠償請求権の行使を怠ることを対象とする部分は、住民監査請求の前置を欠き、不適法である。

(イ) 上記②については、平成23年3月7日に本件委託契約が締結され、同年7月27日に委託料が支払われたのに対し、平成25年8月29日に本件監査請求が行われているので、1年の監査請求期間を徒過している。

(ウ) 法242条2項ただし書にいう「正当な理由」とは、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきであるところ、本件においては、平成23年2月の市議会臨時会において予算計上が公にされていること、同年4月の図書館広報誌において図書館の電算システムがバージョンアップするとの記事があること、平成23年5月末に配布した市の広報誌において電算システムの更新により図書館ホームページの利用ができないことを周知する記事があること、平成24年9月に平成23年度決算書の議会への提出が行われたことから、遅くとも同月までには、本件委託契約について住民は知ることができたというべきである。また、仮に、同月までに一般住民がその内容を知ることができなかったとしても、原告は、平成25年4月には本件委託契約及びその契約に係る支出に関する情報を知っていたのである。以上からすると、いずれにしても、本件監査請求における監査請求期間の徒過については、法242条2項ただし書にいう「正当な理由」があるとはいえない。

ウ よって、本件訴えには、本件訴訟提起に先立つ適法な住民監査請求がなされておらず、不適法というべきである。

(2) 争点2（本件委託契約締結及びそれに基づく公金の支出が違法であるか否か）について

【原告の主張】

ア 延岡市は、本件委託契約を随意契約に付した理由として、現在の図書館システムを構築し、保守を担当している業者しか設定及びソフトウェアインストール等、一連の入替業務（以下「本件入替業務」という。）を行うことができないため、契約の性質が競争入札に適しないとする（地方自治法施行令〔以下「施行令」という。〕167条の2第1項2号）。しかし、他の業者が本件入替業務を行うことができるか否かを判断するためには、複数の業者にそれを問い合わせる必要があるところ、本件入替業務について問合せを証する書面が存在しない。よって、本件委託契約について、契約の性質が競争入札に適しないということはず、本件委託契約は、法234条2項に反する違法な随意契約である。

イ 本件委託契約においては富士通マーケティング以外から見積書を徴していないところ、延岡市は、その理由として、現在の図書館システムを構築し、保守を担当している業者しか本件入替業務を行うことができないため、契約の目的物が特定の業者でないと納入できないことから、契約の相手方が特定されるとする（延岡市契約規則21条2項2号ア）。しかし、契約の目的物が特定の業者でないと納入できないか否かを判断するためには、複数の業者にそれを問い合わせる必要があるところ、本件入替業務については問合せを証する書面が存在しない。よって、本件委託契約について、契約の目的物が特定の業者でないと納入できないということはず、本件委託契約は、3人以上の者から見積書を徴するものとする同条に反する違法な随意契約である。

【被告の主張】

ア 法234条2項及び施行令167条の2第1項2号によれば、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しな

いものをするときは、随意契約を締結できるとされているところ、図書館電算システムについて、導入して間もない既存の端末機器（業務用パソコン）等の継続利用を前提としてシステムを更新するには、それまで図書館電算システムを構築し、保守を担当してきた事業者を相手方としなければ、設定及びソフトウェアインストール等、一連の入替作業を行うことができないことから、本件委託契約は、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときに該当する。よって、本件委託契約は法234条2項に違反しない。

イ 延岡市契約規則21条2項2号アによれば、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときは、1人から見積書を徴すれば足りるとされる場所、本件においては上記ア記載の事情があるので、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時に該当する。よって、本件委託契約は同条に違反しない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

当事者間に争いのない事実、前提事実（前記第2の2）、各文の末尾に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

- (1) 平成23年2月ころ、延岡市議会に対し、図書館等の電算システム更新委託料に1469万円を計上する予算書が提出された（乙3の①②、弁論の全趣旨）。
- (2) 延岡市は、同年7月27日、本件委託契約に基づき、富士通マーケティングに対し、委託料1445万4300円を支払った（甲4）。
- (3) 上記(2)の支出は、平成24年9月ころ、図書館電算システム更新委託料として、延岡市議会に報告された（乙6の①②、弁論の全趣旨）。
- (4) 原告は、遅くとも平成25年4月ころには、本件委託契約に基づく支出があったことを知ることができた（乙2、弁論の全趣旨）。

2 争点1（適法な住民監査請求の前置の有無）について

(1) 本件訴訟提起に先立つ住民監査請求の有無について

ア 前記前提事実（第2の2(4)ア）によれば、本件訴えのうち、本件委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出を対象とする部分については、本件訴訟提起に先立って住民監査請求がなされていると認められる。

イ 他方、本件訴えのうち、九鬼勉及び富士通マーケティングに対する損害賠償請求の不行使を対象とする部分については、本件監査請求が同不行使を対象とするか否か明確とはいえないことから、以下、この点について検討する。

(ア) 普通地方公共団体の住民が当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為を違法、不当であるとしてその是正措置を求める監査請求をした場合には、特段の事情が認められない限り、同監査請求は当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権を当該普通地方公共団体において行使しないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むものと解するのが相当である（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決・民集41巻1号122頁参照）。

(イ) これを本件についてみるに、前記前提事実（第2の2(4)ア）のとおり、本件監査請求は、本件委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出という財務会計上の行為が違法、不当であるとしてその是正措置を求めたものであるところ、原告は、本件訴えにおいて、本件委託契約が違法なものであるとし、これに基づき、被告は九鬼勉及び富士通マーケティングに対し損害賠償請求権を行使し得るにもかかわらず、これをしないで行うのは違法に財産管理を怠る事実当該と主張している。これらによれば、本件監査請求は、被告において、九鬼勉及び富士通マーケティングに対して損害賠償請求をしないことが違法、不当であるという財産の管理を怠る事実についての監査請求をもその対象として含むものとみ

るのが相当である。そうすると、本件監査請求は、九鬼勉及び富士通マーケティングに対する損害賠償請求の不行使をもその対象としていると認めるのが相当であって、本件訴えのうち、同不行使を対象とする部分についても、本件訴訟提起に先立って住民監査請求がなされていると認められる。

(2) 本件監査請求が監査請求期間を徒過しているか否かについて

ア 前記前提事実（第2の2(3)）及び上記認定事実（1(2)）のとおり、平成23年3月7日に本件委託契約を締結し、同年7月27日にそれに基づく公金の支出がなされていることが認められる。そうすると、平成25年8月29日付けでされた本件監査請求のうち、本件委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出を対象とする部分は、法242条2項本文所定の1年の監査請求期間を徒過したものであって、同項ただし書にいう「正当な理由」がない限り、不適法となる。

イ 次に、本件監査請求のうち、九鬼勉及び富士通マーケティングに対する損害賠償請求の不行使を対象とする部分について、同項の適用があるか否かについて検討する。

ア) 確かに、法242条2項本文が、監査請求の対象事項のうち財務会計上の行為について、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができない旨規定しているのに対し、上記の対象事項のうち法242条1項にいう怠る事実については、このような期間制限は規定されていないことからすると、同怠る事実を対象事項とする場合については、同怠る事実が存在する限り、上記したような財務会計上の行為に係る監査請求期間の制限をしないこととするものと解される。しかし、特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実を対象として監査

請求がされた場合には、これについて上記の期間制限が及ばないとすれば、法242条2項本文の趣旨を没却することとなる。したがって、このような場合には、当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条項を適用すべきなのであると解するのが相当である。もっとも、怠る事実については監査請求期間の制限がないのが原則であることにかんがみれば、監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係がない場合には、当該怠る事実を対象としてされた監査請求には、上記の期間制限が及ばないものと解すべきである（最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照）。

(イ) これを本件についてみるに、原告は、延岡市の九鬼勉及び富士通マーケティングに対する損害賠償請求権の発生原因として、①本件委託契約が法234条2項に反する随意契約であること、②本件委託契約締結において、延岡市契約規則21条2項2号アに反し、3人以上の者から見積書を徴さなかったことをそれぞれ主張しているところ、延岡市の九鬼勉及び富士通マーケティングに対する損害賠償請求権は、財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生するものであり、同請求権の不行使についての監査を遂げるために、当該財務会計行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にあるということになる。また、原告は、上記損害賠償請求権の発生原因として、本件委託契約が入札談合等関与行為防止法2条5項にいう「入札談合等関与行為」、すなわち官製談合であり違法となることも主張しているが、原告が入札談合等関与行為に当たることの根拠として挙げているのは上記①及び②のみであるから、やはり財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならないということになる。

(ウ) 以上によれば、本件監査請求のうち、九鬼勉及び富士通マーケティング

グに対する損害賠償請求の不行使を対象とする部分についても、法242条2項本文の適用があると解するのが相当である。そして、本件委託契約が締結された平成23年3月7日、または、本件委託契約に基づく公金の支出が終了した同年7月27日が監査請求期間の起算日となることから、上記部分は、同条項の監査請求期間を徒過しており、同項ただし書にいう「正当な理由」がない限り、不適法となる。

ウ なお、原告は、法242条2項が違憲である、同条項本文にいう「1年」とは行為を知った日又は監査委員による監査結果を知ることができた日から1年と解すべきであるなどと主張するが、いずれも原告独自の見解に基づくものであり、採用することはできない。

(3) 監査請求期間の徒過について「正当な理由」があるか否か

ア 法242条2項ただし書にいう「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁参照）。

これを本件についてみるに、上記認定事実(1(3))のとおり、本件委託契約に基づく公金の支出は、平成24年9月ころ、延岡市議会に報告されているところ、これにより、延岡市立図書館電算システム更新委託業務が外部に委託されていることを知ることができ、更に市の情報公開条例に基づく公文書公開請求をすることにより、本件委託契約の相手方及びその内容、随意契約であるか否かを知ることができる。そして、法234条2項及び施行令167条の2第1項2号により、委託契約につき随意契約を締結することができるのが例外的な場合であることからすると、委託料1400万円余りの本件委託契約につき随意契約の方式をとったということ自

体、監査請求をするに足りる程度の重要な事実ということが出来る。したがって、遅くとも平成24年9月ころには、市の住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度には、本件委託契約の締結及びそれに基づく公金の支出の存在及び内容を知ることができたというべきである。

イ なお、上記の点をおくとしても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、上記正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断するのが相当であると解される所、上記認定事実(1(4))のとおり、原告は遅くとも平成25年4月ころには本件委託契約に基づく支出があったことを知ることができたところ、本件監査請求(前記第2の2(4))は、それから約4か月後の平成25年8月29日にされたこと(乙2)からすると、上記の相当な期間内にされたものということはいえない。

ウ 以上のとおり、本件監査請求における監査請求期間の徒過について、法242条2項ただし書にいう「正当な理由」があるということはいえない。

(4) 小括

以上からすると、本件訴えは、適法な住民監査請求の前置を欠き、不適法といわざるを得ない。

3 結論

以上によれば、本件訴えは、不適法であるから、その余の点について判断するまでもなく、これを却下することとし、主文のとおり判決する

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 内 藤 裕 之

裁判官 向 井 敬 二

裁判官 金 友 宏 平

これは正本である。

平成26年9月26日

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 中 室 秀



これは正本である。

平成26年9月26日

宮崎地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 中室 秀子

